

平成 30 年度若年技能者人材育成支援等事業 事業推進計画（案）

和歌山県技能振興コーナー

1 地域における技能振興について

(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等

①技能五輪全国大会の予選の実施

原則として、都道府県職業能力開発協会独自の選考基準にて推薦する職種のうち、当県から大会参加が見込める職種の掘り起しを行い、技能検定とは別に予選大会を実施する。

②技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施

技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会の参加選手や参加選手の指導者の旅費や工具等の運搬費の援助を行うことにより、大会への参加を促進する。

(2) ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組み

①イベントの実施

地域住民を対象にもものづくりマイスターや IT マスター、熟練技能者等の製作実演や、小中学生などの児童・生徒を対象としたものづくり体験等を実施するイベントを開催し、技能の重要性・必要性への理解促進を図る。

②熟練技能者の派遣

ものづくりマイスター及び IT マスターの対象分野に該当しない場合などで学校等から要請があれば、熟練技能者を派遣しものづくり体験教室等を実施する。

③中央技能振興センターが開催するイベントへの協力

中央技能振興センターが主催する展覧会等のイベントについて開催地コーナーを中心に協力して取り組む。

④技能伝承に係る好事例発表及び意見交換会の実施

当県において、技能伝承に取り組んでいる好事例となる企業を参集し、その取り組みについて発表する場を設け、参集者との意見交換を行う。

⑤「地域発！いいもの」応援の周知、募集等

中央技能振興センターが設置する委員会が、地域で行われている「技能振興」、「技能者育成」等の特色のある取組や制度を「地域発！いいもの」として認定する。コーナーは本事業に関する周知、募集等を行う。

2 ものづくりマイスター及び IT マスターの認定、登録に関する業務

(1) ものづくりマイスター及び IT マスターの開拓

活動が自由となる定年退職後の人材、過去に技能検定委員等の経験がある人材など、実技指導のニーズが見込まれる職種などについて、ものづくりマイスター及び IT マスターの開拓を行う。

(2) ものづくりマイスター及び IT マスターへの説明

指導技法等講習を受講する必要があることや、初めて実技指導を行う前に、活動する際の条件や当事業の実施計画等について説明を行う。

(3) 申請書類の取りまとめ

事業説明を行い、そのうえで申請書類の確認、申請者分の書類を取りまとめて、中央技能振興センターへの提出、認定結果通知・認定書の交付等一連の業務を行う。

(4) ものづくりマイスター及び IT マスターに対する研修

実技指導の結果報告の作成方法や指導技能の質の確保・向上や個人情報保護、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止等指導技能にバラつきが出ないようにするための研修の実施や中央技能振興センターが実施する職種別研究会に参加する。

また、地域若者サポートステーションでのものづくりの魅力発信を実施する場合、配慮を必要とする場合があるため、派遣前に必要な研修を行う。

③ものづくりマイスター及び IT マスターの活用に係る業務

(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助

和歌山県技能振興コーナー活動の基本として、技能検定の実技試験や技能競技大会の課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法・訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導等の相談・援助並びにものづくりマイスター及び IT マスターの派遣のコーディネートを行う。

(2) ものづくりマイスター及び IT マスターの派遣による指導の実施

中小企業・業界団体や工業高校からの若年者に対する指導の要請を受けて、ものづくりマイスター及び IT マスターの派遣を実施。実技指導を実施したものづくりマイスター及び IT マスターは、実技指導の内容の記録や、技能レベルの到達度、今後の課題を含め評価を行うとともに受講生の感想などの記録を行う。

(3) 「目指せマイスター」プロジェクト

①「ものづくりの魅力」発信

小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等に対してものづくりマイスターによる講義やものづくり体験教室等を通して、ものづくりに関する理解促進を図る。

また、ものづくりマイスターによる講義を伴う児童・生徒を対象とした事業所・訓練施設等の見学を実施する。

②「IT の魅力」発信

児童、学生の情報技術に関する興味を喚起するとともに、情報技術を使いこなす職業能力の付与が実現できるよう、IT マスターを活用した IT の魅力発信を行う。

③その他、若者に対する「ものづくりの魅力」発信

地域若者サポートステーションから支援対象者に対する相談・協力要請があった際は、ものづくりマイスターを派遣するなどできる限り協力していく。

④ものづくりマイスターの働く職場での職場体験実施の実施要請等

一人親方や自ら事業を営んでいる中小零細企業等のものづくりマイスターに対し、当該職場ならではの「ものづくり体験」の実施を含む職場体験実習を要請する。

4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営

地方公共団体、労働局、経済団体等をメンバーとする連携会議を年2回開催し、和歌山県の産業特性や就業構造等を踏まえた技能振興の取り組みや事業実施に当たっての連携・協力の在り方の検討及び進捗状況の管理等を行う。